

# ダム跡地利用に関する第一次提言書

長野県知事 田中康夫 殿

2005年5月30日

上川流域協議会 座長 塩原 俊

日頃、県政にご尽力のほど県民として深謝申し上げます。

さて私ども上川流域協議会は、諏訪圏河川整備計画が国へ申請する運びになった以後、上川の維持管理事業並びに流域対策について検討に入り、現在下流域、中流域、上流域の三ワーキンググループと水田貯留、基本高水、ダム跡地利用の三ワーキンググループにわかれて専門的な検討を続けております。

このうち「ダム跡地利用ワーキンググループ」において、基礎的な構想の骨格がまとまりましたので、提言する次第です。

## 提 言

**ダム跡地利用は、ダム跡地を核とするハケ岳山麓を中心とし**

**「緑のダム」の実現を基本とした構想とする。**

この構想の実現には、長い間と少なからぬ苦労が必要となるが、ダム跡地が上川の治水のために生まれた以上、跡地利用の基本を、上川の治水に貢献するものとして、官民の叡智を集め、その実現のために努力しなければならない。

上川の治水がダムによらないものとなった後、治水の方向は総合治水に基づく流域対策に力点がおかれることとなったが、その重要な事業が、流出抑制に最も効力を持つ保水力豊かな森作りである。ここを基調として、ダム跡地を含む広大な流域に「緑のダム」を作っていこうというのが、ダム跡地利用の骨格である。

自明のことではあるが、森は樹草木だけで存在するものではない。そこには多様な生き物が住み、人間もこれに関わって、縄文の昔から諏訪地方独自の生態系が形成されてきた。

残念ながら、近年はその形態は大きく崩れ、山はアスファルト道路に刻まれ、放置され獣も通れない藪山と化してしまっている。

人間と山、森との関わりもまた疎遠となってしまった。広大な山地でリゾート開発が進められた結果、豊かであった清涼な湧水は汚染され、大雨の出水は下流の街に脅威を与えている。

私たちはこの過ちを改め、森や山と親しくつきあう方法を模索しなければならない。「緑のダム」は決して保水力や、地球温暖化に資するだけのものではない。人や獣、昆虫や微生物までが豊かに貯め込まれる空間でなくてはならない。

特に山麓に暮す人々が森との関わりで生きる安堵を、また窒息する都市空間から逃れて来る街の人々が、人間らしさを取り戻す場としての森作りこそが「緑のダム」構想である。この壮大な構想は田中県政の掲げた「脱ダム」の理念による具体的な森づくりによりはじめて実現可能な事業であると考えている。

しかし今、この事業を構想するエリアの中で、大規模なリゾート開発が計画されているやに聞くが、私たちは上川流域協議会の場で、県や関係市町村との協働の作業で「ダム跡地利用構想」を論議している最中である。

この構想の結論が出るまでには、まだ多くの検討、研究課題があり、一定の時間を要することから、リゾート開発等大規模な開発行為に対しては、上川部会報告にある「流域の開発規制」ならびに「跡地利用構想」の趣旨を考慮され、慎重に対応されるよう付記して提言する。(添付：提言書決定に至る経過)

## 提言書決定に至る経過

表記「ダム跡地に関する第一次提言書」が、上川流域協議会に於て決定されるまでの経過、および検討について、付記する。

ダム跡地利用を検討するワーキンググループは、流域協議会に於て希望する会員 23 名によって構成され、2004 年 11 月第 1 回会議から 2005 年 5 月までの間に現地調査を含む 6 回の会議を開いて検討を行ってきた。

この間、グループ全員から、それぞれの持つ希望、思い、構想等を提出していただき、それを叩き台として検討を行った。提出されたレポートの多くには、具体的な事業まで突っ込んだものが多く、多岐にわたっているためこれらを整理し、当面共通する理念をまとめたところ、提言書にあるような「緑のダム構想」を基軸とすることで、全グループ員の意見の一致を見た。またダム跡地利用構想の範囲についても議論の結果、純然たるダム跡地（約 40ha）に限定せず、上川本流の上流域である渋川流域を含む奥蔭科高原から八ヶ岳に至る広大な未開発地を想定することで、これも全グループ員の合意となった。

ところが 2004 年 12 月の第 2 回会議で、利用構想が想定されるエリアに於て、リゾート開発の情報がもたらされたことによって、開発と緑のダム構想との関連でグループ員の意思統一が必要となり、以降流域協議会ワーキンググループ運営委員会も交えた 4 回の会議で議論する中から、ダム跡地利用に関する基本構想（原案）（起草委員会で立案）ができあがった。この（原案）について、ダム跡地ワーキンググループでは開発地の地権者である会員から異論が出たことから、妥協点を見いだすべく個人的折衝を含む、何回かの議論の末「提言書案」としてまとめられた。

流域協議会ワーキンググループ運営委員会は、この案を協議会本会議に諮り、全員の同意の「提言書」とする方針であったが、本会議を開く状況にないことから、全会員に「案」を送付し、意見を聴取し、出された意見を再度運営委員会に諮り、最終的な提言書を作成することとなった。

意見は協議会会員 55 名中 4 名から出されたが、内 1 名は「提言書案」にほぼ賛成の意見であった。残り 3 名中 1 名は字句修正、2 名が案文中の開発に触れた部分の削除を求めるものであった。跡地利用ワーキンググループでは、この意見をもとに検討を行ったが、流域での開発規制の必要性は「上川部会報告」でも述べられており（流域協議会の申し合わせ事項として、上川部会報告の趣旨を尊重した活動を行うことが協議会発足時に確認されている）、当初原案から「慎重な対応を求め」と柔軟なものにするなど、配慮した案であること等から、開発に関連した部分の全面削除は採用できないとの結論に達した。

ただし、これらの意見を提出した会員の意見を考慮して、本提言書決定までの経過及び論議の内容を付記することになった。